

目次

凡例	viii
第一章 総則	
第一条(目的)	1
第二条(定義)	26
第三条(国の責務)	72
第四条(医療情報取扱事業者の責務)	74
第二章 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策	
第一節 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する基本方針	
第五条	76
第二節 国の施策	
第六条(国民の理解の増進)	95
第七条(規格の適正化)	97
第八条(情報システムの整備)	98
第三章 認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者	
第一節 認定匿名加工医療情報作成事業者	
第九条(認定)	99
第十条(変更の認定等)	143
第十一条(承継)	151
第十二条(廃止の届出等)	168
第十三条(解散の届出等)	170
第十四条(帳簿)	173
第十五条(名称の使用制限)	176
第十六条(認定の取消し等)	177
第十七条	181
第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制	
第十八条(利用目的による制限)	186
第十九条(匿名加工医療情報の作成等)	191
第二十条(消去)	209
第二十一条(安全管理措置)	212
第二十二条(従業者の監督)	243

第二十三条(従業者等の義務)	245
第二十四条(委託)	247
第二十五条(委託先の監督)	253
第二十六条(漏えい等の報告)	256
第二十七条(他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供)	262
第二十八条(第三者提供の制限)	268
第二十九条(苦情の処理)	273

第三節 匿名加工医療情報取扱事業者

第三十条	275
------------	-----

第四節 匿名医療保険等関連情報等との連結

第三十一条(連結可能匿名加工医療情報の提供)	280
第三十二条(連結可能匿名加工医療情報の取扱いに関する規制)	293

第四章 認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報利用事業者

第一節 認定仮名加工医療情報作成事業者及び仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第三十三条(認定)	303
第三十四条(利用目的による制限)	304
第三十五条(仮名加工医療情報の作成等)	307
第三十六条(仮名加工医療情報の提供)	328
第三十七条(委託)	332
第三十八条(他の認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供)	337
第三十九条(医療情報の第三者提供の制限)	339
第四十条(準用)	341

第二節 認定仮名加工医療情報利用事業者及び提供仮名加工医療情報の取扱いに関する規制

第四十一条(認定)	368
第四十二条(提供仮名加工医療情報の利用目的による制限等)	369
第四十三条(提供仮名加工医療情報の第三者提供の制限)	378
第四十四条(準用)	385

第五章 認定医療情報等取扱受託事業者

第四十五条(認定)	446
第四十六条(利用目的による制限)	451
第四十七条(匿名加工医療情報の作成等)	453
第四十八条(仮名加工医療情報の作成等)	455
第四十九条(仮名加工医療情報の第三者提供の制限)	460

第五十条(医療情報の第三者提供の制限)	462
第五十一条(準用)	465

第六章 医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

第一節 認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

第五十二条(医療情報取扱事業者による医療情報の提供)	487
第五十三条(書面の交付)	519
第五十四条(医療情報の提供に係る記録の作成等)	522
第五十五条(医療情報の提供を受ける際の確認)	526
第五十六条(医療情報取扱事業者から医療情報の提供を受けてはならない場合)	532

第二節 認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

第五十七条(医療情報取扱事業者による医療情報の提供)	538
第五十八条(準用)	543

第七章 監督

第五十九条(立入検査等)	548
第六十条(指導及び助言)	553
第六十一条(是正命令)	555

第八章 雑則

第六十二条(連絡及び協力)	570
第六十三条(主務大臣等)	572
第六十四条(地方公共団体が処理する事務)	575
第六十五条(権限の委任)	575
第六十六条(主務省令への委任)	576
第六十七条(経過措置)	576

第九章 罰則

第六十八条	577
第六十九条	583
第七十条	587
第七十一条	589
第七十二条	591
第七十三条	593
第七十四条	599
第七十五条	601

索引	602
----------	-----